

公立学校等における「新型インフルエンザ対策」について

平成21年5月9日(土)

島根県教育委員会

1. これまでの経緯

WHO（世界保健機関）は、新型インフルエンザ（ブタ由来・H1N1型）の警戒レベルを、日本時間4月28日(火)「フェーズ3」から「フェーズ4」へ、4月30日(木)「フェーズ5」へ引き上げた。

「フェーズ5」とは、「ヒトからヒトへの感染が複数の国で拡大している」状態を示しており、警戒レベル6段階のうち上から2番目のレベルに当たる。WHOは、警戒レベルの高低（感染の地理的拡大）と病原性の強弱（症状の重篤度）とは直結するものではなく、現段階で渡航禁止や国境封鎖を求めないと表明している。

一方、日本国内では、5月9日(土)、成田空港の検疫で国内初の感染者が確認されたが、政府は、水際での発見のため「国内で患者が発生した場合」には当たらず、「第1段階（海外発生期）」の対策を継続することとしている。

以上を踏まえ、島根県教育委員会は、現在、「公立学校等における対応マニュアル」に掲げた「海外発生期の対応」(P.3~4)を実施している。

2. 島根県教育委員会危機管理対策本部の対応

4月28日(火)、島根県教育委員会危機管理対策本部を設置。

具体的対策を実施するため、総括班・広報班・健康指導班・教育指導班を組織。

県立学校・県の教育機関・市町村教育委員会に対し、逐次、情報伝達及び指示を実施。

3. 「対応マニュアル」適用の考え方

「公立学校等における対応マニュアル」は、高病原性鳥インフルエンザ（H5N1型）がヒト型に変異するケースを想定したものであるが、新型インフルエンザ（ブタ由来・H1N1型）は、現時点で、感染の地理的拡大はあるものの病原性（症状の重篤度）は必ずしも強くないと見られている。

このため、対応マニュアルの全てを一律かつ硬直的に適用するのではなく、ウィルスの特徴や今後の感染拡大等の状況に応じて弾力的・機動的に対応していく必要があると考えており、次のような判断材料について最新の情報を収集し、それらを総合的に勘案して、適時適切な判断を行っていく考えである。

【判断材料（例）】WHOの警戒レベル・ウィルス情報、国の対処方針、国内発生の動向、

厚生労働省の新型インフルエンザ情報、外務省の海外安全情報 など

なお、政府の「基本的対処方針」(H21.5.1)においても、「ウィルスの特徴や感染拡大の恐れに応じて、弾力的、機動的に措置を講ずる」こととされている。

4. 今後の対応

今後、国内での発生が確認された場合、公立学校等においては、マニュアルに掲げた「学校における新型インフルエンザの未然防止対策」(P.9)(手洗い・うがい・換気の励行や児童生徒の健康観察など)を引き続き徹底するとともに、「国内発生期の対応」(P.5~7)を実施することになる。

ただし、「県外滞在者に対する対応」(P.5)(県外への修学旅行等の中止、県外へ研修派遣中の教職員の一時帰県、教職員の県外出張自粛など)については、島根県教育委員会が別途指示するまでの間は適用を保留することとしている。